

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年10月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年10月5日

長野県飯田建設事務所長 坂田 浩一

- 1 路線名 松川インター大鹿線
- 2 供用を開始する区間
上伊那郡中川村大草7282番の74地先から
上伊那郡中川村大草7282番の73地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成29年10月10日

道路管理課

選告示第41号

平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、その基準日は、平成29年10月9日（年齢については、平成29年10月22日）とします。

平成29年10月5日

長野県選挙管理委員会委員長 永井 順裕

選挙管理委員会



公告

准看護師試験を次のとおり行います。

平成29年10月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 実施日時
 - (1) 期日
平成30年2月18日（日）
 - (2) 時間
午後1時から午後3時30分まで
- 2 試験場
松本市旭2-11-34
長野県看護協会会館
- 3 試験科目
保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号。以下「規則」といいます。）第23条に規定する科目
- 4 試験方法

筆記試験（マークシート解答方式）

- 5 受験資格
保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条各号のいずれかに該当する者（平成30年3月までに該当する見込みの者を含みます。）
- 6 受験手続
 - (1) 提出書類
 - ア 受験願書用紙（受験願書、履歴書、受験票及び電算入力票）
 - イ 受験資格を証明する書類
規則第27条第2号から第4号までに掲げる受験資格を証する書類
なお、平成30年3月までに5の受験資格に該当する見込みの者は、同条第2号から第4号までに掲げる書類については、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出してください。ただし、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者においては、平成30年3月1日（木）午後5時15分までに修業証明書又は卒業証明書を提出してください。郵送による場合であっても提出期限必着とし、指定された日時までに修業証明書又は卒業証明書が提出されないときは、当該受験は無効とします。
 - ウ 写真1枚（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載してください。）
 - (2) 試験手数料
試験手数料（6,900円）は、長野県収入証紙（受験願書に貼って、消印しないでください。）により納付してください。
なお、納付した受験手数料は返還いたしません。
 - (3) 受付期間及び場所
 - ア 出願に関する書類を郵送する場合
 - (7) 期間 平成29年12月4日（月）から12月8日（金）までの消印のあるもの
 - (4) 場所 県庁専用郵便番号 380-8570
長野県健康福祉部医療推進課
 - イ 出願に関する書類を持参する場合
 - (7) 日時 平成29年12月4日（月）から12月8日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで
 - (4) 場所 長野県健康福祉部医療推進課
- 7 受験票の交付等
受験願書を受け付けたときは、平成30年1月12日頃受験票を発送します。受験票は、試験当日必ず持参してください。
- 8 合格発表
 - (1) 平成30年3月8日（木）午後1時に長野県庁、長野県保健福祉事務所及び長野市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示します。また、平成30年3月8日（木）午後1時30分までに長野県公式ホームページに掲載します。なお、電話等による照会には一切応じません。
 - (2) 合格発表後、合格者には合格証書の送付をもって通知とします。
- 9 その他
 - (1) 郵送により受験願書用紙を請求する場合は、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号33センチメートル×24センチメートル）を同封して、長野県健康福祉部医療推進課あて送付してください。

- (2) 試験会場の収容人員を超えた場合には、県内在住者以外の者及び県内准看護師学校養成所を卒業した者（卒業する見込みの者を含みます。）以外の者は受験できないことがあります。
- (3) 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は肢体に障害を有する受験希望者は、受験願書の受付期間内に長野県健康福祉部医療推進課に申し出てください。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがあります。
- (4) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

10 試験に関する問い合わせ先

長野県健康福祉部医療推進課（電話 026-235-7142）

医療推進課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年10月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
中御所3丁目複合店舗
長野市中御所3-14-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ
代表取締役社長 青木 宏憲
石川県白山市松本町2512
大和情報サービス株式会社
代表取締役社長 藤田 勝幸
東京都千代田区飯田橋2-18-2
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ
代表取締役社長 青木 宏憲
石川県白山市松本町2512 ほか
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年5月28日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,153平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 38台
 - (2) 駐輪場の収容台数 10台
 - (3) 荷さばき施設の面積 99平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 9立方メートル

（注）各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社クスリのアオキ	午前9時	午後10時
未定	24時間	

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
24時間

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口 3か所 出口 3か所 合計 6か所

（注）位置は届出書に添付された図面のとおり

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	時間帯
1	午前5時から午後9時まで
2	午前6時から午後9時まで
3	午後9時から午前6時まで

- 8 届出年月日

平成29年9月27日

- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

- 10 縦覧の期間

平成29年10月5日から平成30年2月5日まで

- 11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

- 12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成29年10月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 処分をした年月日
平成29年10月5日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
有限会社美装建設
上田市岩下55番地1
中村 功一
- 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

(2) 期間

平成29年10月19日から平成29年10月24日までの6日間

4 処分の原因となった事実

有限会社中村美装（現商号：有限会社美装建設）は、平成24年2月4日をもって、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可が失効したにもかかわらず、平成27年12月から同項に違反して、同項ただし書に規定する軽微な建設工事に該当しない建設工事を請け負った。また、建設業法第40条の2に違反して、当該建設工事に係る建築確認申請書等に失効した建設業許可番号を記載し、注文者に対して建設業許可を受けた建設業者であると誤認させた。

このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。

建設政策課